

# 日本産業衛生学会は「許容濃度等の勧告」の改訂で タバコ煙を「人体に明らかな発がん性」＝第1群に追加収載

(2010年)

表Ⅲ-1. 発がん物質

## 第1群

エリオナイト  
エチレンオキシド (酸化エチレン)  
塩化ビニル  
カドミウムおよびカドミウム化合物\*  
クロム化合物 (6価)  
頁岩油  
結晶質シリカ  
鉱物油 (未精製および半精製品)  
コールタール  
コールタールピッチ揮発物  
ス ス  
石 綿  
タバコ煙†  
タルク (石綿繊維含有製品)

2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオキシン  
2-ナフチルアミン  
ニッケル化合物 (製錬粉塵)\*†  
ビス (クロロメチル) エーテル  
ヒ素およびヒ素化合物\*  
4-ビフェニルアミン (4-アミノビフェニル, 4-アミノジ  
フェニル)  
1, 3-ブタジエン  
ベンジジン  
ベンゼン  
ベンゾトリクロリド  
木材粉塵  
酸化ジクロロジエチル (マスタードガス, イペリット)

タバコ煙

- 第1群には「石綿(アスベスト)」「ベンゼン」も  
「許容濃度等の勧告」

受動喫煙対策に関する結論:

屋内を全面禁煙とする以外の対策はあり得ない

花粉は鼻腔で除去＝鼻アレルギー

土石由来の数ミクロンの粒子は肺胞に到達→じん肺

PM<sub>2.5</sub>も空気の流れに乗って肺の最深部＝肺胞に到達→喫煙関連疾患



大きな粒子は鼻で除去  
＝花粉症に

- ← PM<sub>10</sub>: 土埃など粒径約10 μm以下
- ← RSP: 浮遊粉じん、約7 μm以下
- ← PM<sub>2.5</sub>: 粒径2.5 μm以下
- ← **タバコ煙: 1.0 μm以下**

タバコ煙(PM<sub>1</sub>)は、肺の最深部  
＝肺胞に到達し、その一部は  
呼気に吐出されるほど小さい



非喫煙者の肺

ヘビースモーカーの肺